

平成24年8月15日
理事・副学長 前田 正史

東京大学に在籍する留学生の皆様

平成23年1月以降、他人のID・パスワードやクレジットカード情報を悪用し、オンラインショップで電化製品等を購入し、国内の留学生方に配達させて商品を騙し取る不正アクセス・詐欺事件や、他人のインターネット・バンキングの口座から現金を回収する事件が全国的に発生しています。これらの事件には、商品受取役や不正送金先口座からの現金引出し役として、留学生がしばしば関わっています。事件に関与した留学生は、インターネットやチラシ、知人からの勧誘により、商品受取役や不正送金先口座からの現金引き出し役のアルバイトを始めています。商品受取役のアルバイトは、日本人になりすまして荷物を受け取り指定された場所に転送するだけで、また現金引き出し役のアルバイトは、他人のキャッシュカード等を使って現金を引き出すだけで、報酬を得られるというものです。「おかしい話だと思ったが割のいいアルバイトなので引き受けた」「途中で犯罪だと気付いたが、お金のために止められなかった」などと、多くの留学生が安易な気持ちで犯行組織の勧誘に応じてアルバイトを始め、結果としてやめられなくなって犯罪に加担し、逮捕・検挙されています。

皆さんがこのような勧誘に決して応じることがないように、よろしくお願いいたします。

以上